

外国人労働者受け入れの是非について

— 移民法制定の是非を中心として —

新 田 浩 司

The Propriety of Accepting Foreign Workers

— Discussion focusing on the necessity to establish the Immigration Law —

Hiroshi NITTA

要 旨

日本においては、出生率の低下に伴う人口の減少と高齢者の増加が進んでいる。人口の減少は社会に様々な影響を与える。人口減少は労働力不足に直結するものであり、労働力は経済社会システムを維持するために不可欠である。

本稿では、我が国の人口減少に伴う労働力不足に対応するため、現在どのような対策が実行されているか、また、新たに対どのような対策が考えられているのか、法学的視点から概観する。

特に、日本では制定されていない移民法について、諸外国の状況及び法制度を分析し、日本において導入する必要があるのか否かについて重点的に検討する。

Summary

Japan is home to a declining population and an aging associated with the decline in the birth rate. A declining population has various influences on the society. A declining population leads directly to labor shortage; labor power is essential to maintain the economic society.

I review in this article the measures currently implemented for labor shortage associated with a declining population in Japan and what measures are planned from the juristic standpoint.

In particular, I focus on the Immigrant Law, which has not been enacted and discuss the propriety of introducing the legal system based on the analysis of the circumstances and the legal systems in foreign countries.

1. 本稿の目的

我が国では、出生率の低下に伴う人口の減少と高齢者の増加が進んでいる。厚生労働省の社会保障審議会人口部会では、日本の人口が約50年後の2060年に、約3割の9,867万人まで減少するとした将来人口推計を発表している¹。

人口減少は社会に様々な影響を与えるが、経団連が2008年に発表した「人口減少に対応した経済社会のあり方」²によれば、人口減少が社会に経済社会に及ぼす影響として、①経済成長への影響、②財政・年金制度の維持可能性の喪失、③経済システムの脆弱化の3つを挙げている。特に、①の経済成長への影響としては、労働力人口の減少が考えられる。人口減少は労働力不足に直結するものであり、その対策として、同報告書では少子化対策の取組みによる出生率の向上や女性の社会進出の促進と併せて外国人材（外国人労働者）の受入れの促進、具体的には欧米と異なる日本型移民政策の検討を提言している。

2005年版通商白書によれば、現在の生産年齢人口を2030年時点においても維持しようとすれば、単純計算で2030年までに約1,800万人もの外国人労働者を追加的に受け入れる必要が生じると予測している。これは、平均すると年間数十万人規模で外国人労働者の受入れを行うことを意味し、2030年時点での外国人労働者の比率は、現在の1%強から25%強にまで上昇し、現在英米独仏日5か国で最も外国人労働者比率の高い米国の14.8%を大きく上回ることになる³。

現在、外国人労働者の受け入れに当たっては、我が国では高い能力を持つ、高度人材のみを受け入れる政策を取っており、いわゆる単純労働者の受入れは原則行っていない。しかし、現実には多くの外国人が土木作業など単純労働に従事している光景を目にする事が多く、いわゆる不法就労も増えておりいわゆる不法就労も増えている。

本稿では、外国人労働者の受け入れの現状及び問題点について現行の法制度を中心に概観し、現在未整備の移民法導入の是非について、諸外国の状況及び法制度を比較検討しながら論じてみたい。

2. 外国人労働者の受入れの現状

我が国の国際化の進展等の観点から外国人労働者の受入れの範囲拡大や円滑化が要請される一方、外国人の不法就労等が社会問題化している現状に鑑み、外国人労働者の受入れ範囲拡大の是非、拡大する場合その範囲及び受入れ体制の整備等外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討するため、1988年に政府内に「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」が設置された⁴。

労働力不足に対応するために、国はすでに1981年に外国人研修制度を、1993年には技能実習

制度を開始している。また、1990年には、出入国管理及び難民認定法（以下入管法と略称）の改正を行い、ブラジル等からの日系人の受け入れを開始し、多くの日系人が来日している。定住する者も多く各地で様々な問題を引き起こしていると言われる。

外国人実習生・研修生制度は、我が国では入管法に基づき、我が国の様々な技術を移転させることで発展途上国を支援することを目的として導入された制度であるが、実質的には我が国の労働力不足（特に、単純労働者）を補う制度ではないかとの指摘もある。これが顕在したのは、2011年3月11日に発生した東日本大震災である。国際研修協力機構によると、震災時に東北6県と千葉、茨城の8県には19,240人（うち中国人は16,544人）の外国人実習生・研修生がいたが、8県で6,141人が震災を理由に帰国したため⁵、紳士服製造業、食品製造業、農業など様々な業種で深刻な労働力不足に見舞われたと言う⁶。

さて、我が国には、毎年多くの外国人が入国している。東日本大震災の発生した2011年における外国人入国者数（再入国者数を含む）は、7135,407人で、前年に比べ2,308,289人（24.4%）、再入国者を除いた新規入国者数は5,448,019人で、前年に比べ2,471,707人（31.2%）それぞれ減少し、ともに前年を大きく下回った。もっとも、1985年）の外国人入国者数（再入国者数を含む。）の2,259,894人と比べると約3倍の増加である⁷。

2009年の外国人入国者数は、7,581,330人、新規入国者数は611万9,394人、再入国者数が1,461,936人で、そのうち新規入国者数を入国目的（在留資格）別に見ると、観光などの在留資格である「短期滞在」が5,822,719人(95.2%)で最も多い。「研修」8万480人（1.3%）、「留学」3万7,871人（0.6%）、「興行」31,170人（0.5%）の順となっている。

我が国における外国人登録者数は、1999年末で1,556,113人、2009年(平成21年)末で2,186,121人を数える⁸。

短期滞在者は、就労活動に従事することができず、また、他の在留資格への変更は原則としてできないことになっている（入管法19条、20条）。

我が国では、外国人労働者は一部を除き受け入れていないが、現実には多くの外国人が就労している。入管法では、就労外国人、研修生、技能実習生、身分地位に基づき在留する外国人を就労できる外国人と規定している。

日本を目指して多くの外国人が入国しているが、日本は移民に対して門戸を閉ざしている。だが、人材不足に対応するため、国は後述する研修生、技能実習生制度など様々な制度を導入している。

3. 入管法における外国人の就労要件

外国人とは日本の国籍を有しない者を言い（入管法2条2号）、日本人とは日本国籍を有する者をいう。日本国憲法における人権保障は、可能な限り外国人にも及ぶが、日本人と完全おなじ

権利を有するものではない⁹。

日本人には、憲法22条1項にいう職業選択の自由が認められるが、外国人はその権利が制限されている。

外国人が我が国で就労する場合は、入管法による制約がある。活動に基づく在留資格においては、各在留資格に定められた範囲で就労可能である。また、法務大臣が個々の外国人に与える許可により就労可能な場合や（特定活動）、日系人のような定住者は、身分または地位に基づく在留資格所持者として、活動制限がなく就労可能である。

身分又は地位に基づいて入国する外国人の在留資格には、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者があるが、このような身分又は地位により在留資格を付与されている者は在留活動に制限が設けられ居らず、就労が可能である¹⁰。

定住者とは、法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者であるが、定住者には、①日系人やその配偶者、定住者の実子、日本人や永住者の配偶者の実子（いわゆる連れ子）、日本人や永住者・定住者の6歳未満の養子、中国残留邦人やその親族などの定住者告示に該当する者（告示定住者）、②日本人や永住者と離婚または死別後、引き続き在留を希望する者や日本人との間の実子を扶養する者などの定住者告示に該当しない者（非告示定住者）の2種類がある。

外国人のうち、第二次世界大戦終結前から引き続いて日本に在留する朝鮮半島および台湾出身者とこれらの直系卑属は、特別永住者として、特例法により、就労制限がない¹¹。

永住者の外国人登録者数について2005年（平成17年）末から2009年（21年）末までの推移を見ると、一貫して増加しており、2009年（21年）末には、2005年（17年）末の349,804人と比べ183,668人（52.5%）増加している。一方、特別永住者の外国人登録者数は年々減少しており、全外国人登録者数に占める割合も、それに伴い減少している。

特別永住者（旧植民地出身者及びその子孫）、一般永住者は2003年の政府の緩和政策（許可を申請するための日本での滞在期間を20年以上から10年以上に短縮した）のため永住許可者は急増している。

身分又は地位に基づき在留する外国人のうち、2009年（平成21年）末現在における、日本人の配偶者等の外国人登録者数は221,923人、定住者の在留資格の外国人登録者数は221,771人（外国人登録者全体の10.1%）を占めている¹²。

外国人実習生・研修生は、実質的な単純労働者であり、最低賃金以下の法的労働時間を超える劣悪な労働環境での労働を強いられているとの報道もある¹³。

入管法は、2009年（平成21年）の通常国会において、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」が可決・成立し、平成21年7月15日に公布された。改正法においては、在留カー

下の交付など新たな在留管理制度の導入を始めとして、特別永住者証明書の交付、研修・技能実習制度の見直し、在留資格「留学」と「就学」の一本化、入国者収容所等視察委員会の設置などが盛り込まれている¹⁴。

入管法では、新たな在留資格として「技能実習」が設けられ、外国人研修・技能実習生制度が導入された。2010年の法改正では、最初から雇用契約を結び、労働法規が適用されるようになった。しかし、この制度に対しては、研修制度とは名ばかりで、実質的には単純労働者受け入れのための制度であるとの指摘もある。最近でも2012年4月法務省入国管理局は、高度人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇制度の導入を開始した¹⁵。この制度とは、「現行の外国人受け入れの範囲内で、経済成長や新たな需要と雇用の創造に資することが期待される高度な能力や資質を有する外国人（＝高度人材）の受け入れを促進するため、ポイントの合計が一定点数に達した者を「高度人材外国人」とし、出入国管理上の優遇措置を講ずる制度であり、平成24年5月7日から申請の受付が開始されている。この制度は、イギリスなどが導入している外国人受け入れの方法で、高度人材外国人を選別する手法である。しかしながら、殆どの国では、単純労働者として外国人は受け入れていない。

4. 入管法における外国人が「就労」、「事業運営」が可能な在留資格

入管法は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国の公正な管理を図るとともに、難民の認定手続を整備することを目的としている（1条）。

我が国で外国人が就労するためには、「収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動」を行うことが認められていなければならない（2条の2,19条1項）。

入管法においては、現在、計27種類の在留資格が定められており、在留資格ごとの就労要件は、以下の通りである

すなわち、①外交、公用、教授、芸術、宗教、報道（別表第1の1）は出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令16号、以下基準省令と称する）の適用がない就労が認められる在留資格であり、投資・経営、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行、技能（別表第1の2）は、基準省令適合者であり就労が認められている。②外国人家事使用人（メイド）、ワーキングホリデー査証所持者¹⁶、技能実習生等¹⁷、特定活動（別表第1の5）は就労が認められている。③文化活動、短期滞在（別表第1の3の表）、留学¹⁸、研修、家族滞在（別表第1の4の表）の在留資格者は許可を得れば就労が可能である。④永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者（別表第2）は就労が認められている。

5. 法務省告示131号関連①—外国人研修制度、技能実習生制度について

「技能」の在留資格は、日本の経済社会の国際化に対応して熟練労働者を外国から受け入れるために設けられたものであり¹⁹、一定期間の実務経験によらず容易になしうる機械的な単純労働と区別される。この技能と同じ技能の用語を使う技能実習は、研修後技能実習を行う者の在留資格である。

2009年に改正された入管法は、新たな在留資格として技能実習が設けた。技能実習生は、労働者として、入国1年目から在留資格である「技能実習」により在留が可能となった²⁰。これは、研修・技能実習制度の見直しとして、研修生・技能実習生の保護の強化を図るための資格である²¹。

入管法では、外国人の単純労働者は受け入れない管が、研修制度といういわば抜け穴から現実として外国人労働者を受け入れているとの批判もあったが、研修に際しての実務研修については、その目的が技術、技能、知識の研修にあるとして、就労ではないと解されていた²²。

国の第9次雇用基本計画でも、「我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進」しながら、一方で「いわゆる単純労働者の受入れについては、国内の労働市場にかかわる問題を始めとして日本の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすとともに、送出国や外国人労働者本人にとっての影響も極めて大きいと予想されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応することが不可欠である。」²³

技能実習制度には、①「講習による知識修得活動」及び「雇用契約に基づく技能等修得活動」イ) 海外にある合弁企業等事業上の関係を有する企業の社員を受け入れて行う活動（企業単独型）、ロ) 商工会等の営利を目的としない団体の責任及び監督の下で行う活動（団体監理型）、②①の活動に従事し、技能等を修得した者が雇用契約に基づき修得した技能等を要する業務に従事するための活動がある。これにより、雇用契約に基づき行う技能等修得活動は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されるようになった。また、①から②への移行は、在留資格変更手続により行うこととなった。受入れ団体の指導・監督・支援体制の強化、運営の透明化、重大な不正行為を行った場合の受入れ停止期間の延長、送出国と本人との間の契約内容の確認の強化などの事項について、関係省令の改正等が行われた。

外国人研修・技能実習制度は、我が国で開発され培われた、技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的として創設されたものであり、労働力の確保が目的ではなく、国際貢献と国際協力の一環として1981年に在留資格が創設された。外国人研修制度の推進母体は、財団法人国際研修協力機構(JITCO)である。1993年には技能実習制度が導入された。また、この改正は、一部の受け入れ期間において、研修生が実質的に低賃金労働者として扱われていたり、技能移転の

ための適正な実習指導が行われていない等の問題が生じている実態に対応するため、研修生及び技能実習生の法的保護の強化を図る等の観点から成されたものである²⁴。

その後、研修生・技能実習生の法的保護の強化を図る等の観点から研修・技能実習制度の見直しを盛り込んだ「出入国管理及び難民認定法」の改正法が2009年7月15日に公布され、2010年7月1日から施行された。改正法及びそれを受け法務省令で定められた主な改正点は次のとおりである。①在留資格「技能実習」を新設し、実務研修中の研修生に対して労働関係法令を適用、②悪質なブローカーに対処するため、不正目的での技能実習生のあっせん等の行為を退去強制事由に追加、③重大な不正行為については、受入れ停止期間をこれまでの3年間から5年間に延長、④受入れ団体の受入れ企業に対する指導、監督体制の強化や悪質な送出し機関の排除など²⁵。

6. 法務省告示131号関連②—看護師、介護士の受け入れ

入管法では在留資格の1つに「医療」を設けているが、その資格とは別に、わが国との経済連携協定及び法務省告示131号を根拠とする、外国人の看護師・介護士を受け入れている²⁶。看護師・介護福祉士候補者の受入れを含む日・フィリピン経済連携協定は2008年12月11日に発効した。日・インドネシア経済連携協定に基づくインドネシア人看護師・介護福祉士候補者の受入れとほぼ同じ枠組みとなっているが、日・フィリピン経済連携協定には、病院又は介護施設で就労・研修を行って看護師・介護福祉士試験に合格して看護師・介護福祉士資格の取得を目指すコース(就労コース)に加えて、介護福祉士養成施設で就学し介護福祉士資格の取得を目指すコース(就学コース)が設けられている。

受験資格は、自国の看護師資格を持ち、2年以上働いた経験があることが条件であり、日本語研修を受けた後、日本の医療施設で看護補助職として働きながら勉強し、国家試験(年1回)を受験する。3年間の滞在中に合格しない場合は原則、帰国しなければならないが、帰国後も受験は可能である。

7. 我が国の労働力不足問題

本当に日本では労働力は不足しているのだろうか。労働力不足を推計するには、公共職業安定所の発表する有効求人倍率が一つの指標になる(昨年の有効求人倍率は、2011年5月の数値をみると、有効求人倍率(季節調整値)は0.61倍となり、前月と同水準となった²⁷。

これについて、法政大学経営学部・佐野哲教授は、「有効求人倍率の数字は、労働市場の実情を反映しておらず、有効求人倍率の上昇傾向が続いても、労働力不足の時代はやってこないという。その理由は、①職業安定所の発表する有効求人倍率の数字自体に問題があり、一度仕事を得れば、もう求職者ではないので、次々に仕事が紹介されていくために、求人倍率を算出する基準

となる「求職者」の数は減るという数字のマジックがある。②日本における無業者(主に35歳未満の若年者)いわゆるニートや引きこもりを、求職者としてカウントしていないという点である。

2010年に内閣府が行った初の引きこもり全国実態調査(15-39歳対象)では、引きこもりに該当する者は69.6万人いると推計されている²⁸。

ニートや引きこもりの人たちの中にも、条件が整えば労働市場に出ていく人は少なくないと思われる、潜在的な求職者として参入すれば、求職者の数はずっと増えるはずであると言う。また、女性や高齢者がもっと活躍できる場を確保し、若い人の就業意欲を高める努力をすることによって、有能な人たちが働けないでいる現在の構造を変化させれば、労働力不足は解消する。それでも、労働力が不足するのであれば、はじめて外国人を労働力として受け入れるかどうかを検討すればよいのだ、と指摘する²⁹。

前出の国の第9次雇用基本計画でも、「単に少子・高齢化に伴う労働力不足への対応として外国人労働者の受入れを考えることは適当でなく、まず高齢者、女性等が活躍できるような雇用環境の改善、省力化、効率化、雇用管理の改善等を推進していくことが重要である。」³⁰としており、国は外国人労働者の受入れについて慎重姿勢である。

移民とは、労働に従事する目的で外国に移り住むこと。また、その人を意味する。また、移住とは、住む場所を移すこと、開拓・植民などのため国内あるいは国外の地に移り住むことを意味する³¹。

民主党政府は震災復興のために外国人労働者を受け入れる考えのようだ。「政府の東日本大震災復興構想会議の五百旗頭貴議長(防衛大学校長)は、早々と4月13日、日本記者クラブで会見し、被災地の農業や漁業の再生に関し、「外国人をどう活用するか。国際的な人材を吸引するという在り方も考えなくてはいけない」と述べ、外国人の雇用を積極的に進める方策を検討する考えを明らかにした。被災地は震災前から高齢化が進み、農・漁業の後継者不足に苦しんでいた地域が多く、五百旗頭氏は「気が付いたら担い手がいなかったということでは困る」と指摘。外国人労働者については「社会を支える人だと分かれば、永住していただく、日本人になっていただくということを考えなくていいのか」とも語った³²。

また、東日本大震災復興構想会議は、6月25日に提出された「復興-の提言～悲惨のなかの希望～」の中で、「②世界に開かれた経済再生復興には、諸外国のさまざまな活力を取り込むことが必要である。そのための一つの手立ては、外国からの投資促進である。特に、国際的にも魅力的な環境を整備することにより、国際的な企業が、わが国に研究開発拠点やアジア本社機能を設置することを促進することが望まれる。震災を契機に外国人研究者や技術者の日本離れが懸念される。優れた技術・知識を有する外国人のポイント制活用による出入国管理上の優遇制度の導入や雇用・生活環境の整備を推進し、わが国の活力となるべき外国人の受け入れを促進する。」³³

恒常的な労働力不足に対しては、我が国も外国人実習生・研修生と言うような制度ではなく、積極的に外国人を移民として受け入れるべきとの意見も根強く、我が国の政界や財界では、移民

制度の導入に前向きである。たとえば、2008年10月14日、日本経団連が「人口減少に対応した経済社会のあり方」と題する報告書を発表した。そのなかで「移民の受け入れ」を提言している³⁴。また、1000万人受け入れ構想が、自民党、民主党から相次いで出されている³⁵。

8. 移民制度の導入について

我が国の、労働者不足を補うためには、外国人を受け入れるのが手っ取り早いがトラブルは覚悟しなければならないが、欧州のように移民をめぐる問題が懸念されるため、移民の受け入れには慎重にならざるを得ない。

ドイツにおけるトルコ移民問題は良く知られるところであるが、2011年には、ノルウェーにおいて、寛容な移民政策を進めてきた政府に批判的な青年が、爆弾と銃乱射で77人を殺害した事件が記憶に新しい³⁶。

EUにおける人の移動については、当該協定によりEU域内の人の移動が活発化して労働者の移動も活発になっている。1985年に締結されたシェンゲン協定とは、EU域内において加盟国国家間において国境検査なしで国境を越えることを許可する協定である。その後当該協定を補足するシェンゲン協定施行協定が署名されたが、これは、協定参加国の間での国境検査を撤廃することを規定していた。

シェンゲン協定は、「元来、1984年に欧州理事会で採択された当時のEC地域域内国境での警察と税関、検問の撤廃に関する宣言を実施する形で締結された独仏条約を5カ国に拡大したものである³⁷。

EU加盟国内（25カ国）では、原則として入国審査なしに自由に国境を越えられるが、中東・北アフリカで起きた「アラブの春」と言われる政変以降、移民が急増し、デンマーク政府は、「外国人犯罪を防ぐため」として、国境審査を再開している³⁸。これは、同国内における反移民感情の高まりに応えるものと思われる。

EU各国では、移民の受け入れにより、労働力不足に対応するしてきたが、移民政策は、各国毎に異なる。たとえば、イギリスではポイント制を、ドイツでは受入れ職種限定型を、オランダ、ベルギーでは所得基準を設ける型を採用している。現在のような制度に移行するまでにEU諸国内においては、移民が自国内において社会の適応を促す総合政策（社会総合政策）を積極的に進めているが、多額の負担を要している。

一方、我が国では、移民を受け入れておらず、移民に関する法制度も整備されていない。永住を希望する外国人については、いったん何らかの在留資格により上陸を許可し、一定期間の在留後、永住許可を出すこととしている。これは、ヨーロッパ諸国でも同様である。一方、アメリカ、カナダ、オーストラリア、中南米諸国では、移民国としての伝統から、移民の受け入れを前提とする入国許可を与えている³⁹。

9. まとめ

ドイツは第2次世界大戦後の奇跡的経済復興の中で、多くの労働者をトルコ、イタリア、ギリシャ等から受け入れてきた。1973年の「外国人労働者募集取り止め」により、労働者の流入は減少したが、その後の家族呼び寄せ、難民の受け入れ等で、外国人の数は増加していった。

このような状況の下、2005年1月に新移民法が施行された。移民法の重要な内容の一つに移民のドイツ社会への統合（Integration）が挙げられる。その背景には、ドイツでは、ドイツ社会から遊離した移民による「並行社会」が形成されつつあり、これが将来のドイツ社会に脅威を与える強い蓋然性があることから、移民をドイツ社会に統合することが不可欠であるとの認識がある⁴⁰。

日本に外国人が仕事を求め来日するのは、母国より日本の賃金が良いためであろう。たとえ単純労働者としてでも。しかしながら、日本は本当に労働力が不足しているのだろうか。将来不足するのはわからない。国は移民制度の導入を検討しているというが、安易な移民制度の導入には反対せざるを得ない。我が国の出入国管理制度研究の第一人者であった、私の恩師である故川原謙一博士は、その著書の中で、単純労働者は受け入れるな、と述べている。外国人労働者は専門的技術を持った者（たとえば、原子力技術者）に限るべきだとして、単純労働者の受け入れに対しては、否定的立場である⁴¹。

アメリカは移民の大量流入で白人の人口比率が減少しているという。アメリカ人口統計局は2007年5月17日、米国のアメリカの非白人人口が1億人の大台を初めて突破したと発表した。総人口の約1/3に相当するという。カリフォルニア州では、白人は約40%に減少している⁴²。我が国において移民制度を導入した場合、日本の国民性の変容あるいは文化、伝統の断絶等の懸念は払拭できない。

労働力不足を補うためには、先ず、人口の自然増を図る。そして、ニート、引きこもり対策を行い、その上で高齢者、主婦などを労働力として受け入れ、最終的に労働力が不足しているならば外国人労働者を受け入れる、という手順を間違えてはならない。

外国人労働者の受け入れは最後の手段である。人口減少は他の先進国が辿った道でもあり、特に欧州の事例を参考にする。そして、安価な労働力に頼る製造業の衰退は、いずれ避けられず、ドイツでは外国人労働者の受入れは国内の結局衰退産業を延命に寄与したと国内に民族紛争の火種を残すというマイナス効果が指摘される。

我が国においては、製造業より高付加価値のある業種に産業構造への転換を進めるべきであり、今回の大震災そして福島第一原発事故を契機に、産業構造をドラスティックに転換すべきである。そして、どうしても労働力が不足するのであれば、移民の受け入れも必要となろう。そして、帰化にあたっての我が国への忠誠を誓う何らかの仕組みの制度の整備が求められる。

外国人労働者受け入れの是非について

(にった ひろし・高崎経済大学地域政策学部教授)

- 1 2012年1月31日付産経新聞
- 2 経団連HP <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/073.pdf>
- 3 経済産業省HP <http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2005/2005honbun/index.html>
- 4 厚生労働省HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gaikokujin/konkyo.pdf> より。
- 5 2012年3月16日付朝日新聞
- 6 2011年6月27日付朝日新聞
- 7 法務省HP http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00017.html
「再入国者」とは、我が国に就労、勉学等で中長期にわたり在留している外国人で、里帰りや観光・商用で一時的に我が国を出国し、再び入国するものをいう。
- 8 なお、現在外国人登録法は廃止され、住民基本台帳法などの改正がなされ、2012年7月9日、在日外国人の外国人登録が廃止され住民登録に移行する。改正法では3カ月を超えて合法的に日本に滞在する外国人に対し、外国人登録証に代わる身分証を発行するとともに、日本人と同様に住民票を作成することになった（2012年7月2日付東京新聞）。
- 9 最大判昭和53年10月4日民集32巻7号1223頁（マクリーン事件）では、外国人は憲法上我が国に在留する権利ないし引き続き在留することを要求しうる権利を保障されてはいないとしている。
- 10 手塚和彰『外国人と法[第3版]』2005年 有斐閣 68-69頁
- 11 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法3条は、平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫がこの法律の施行の際・・・この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる、と規定する。
- 12 「出入国管理をめぐる近年の状況」 <http://www.moj.go.jp/content/000058058.pdf>
- 13 例えば、2012年2月15日付の共同通信によれば、ベトナムからの研修生が原告となる裁判も提起されている。これは、外国人研修・技能実習制度で来日したベトナム人女性8人が、低賃金で不当な労働を強いられたなどとして、慰謝料などを求めた訴訟の判決で、福島地裁白河支部は14日、社長個人の責任を認定し、会社などと合わせ慰謝料計約840万円の支払いを命じた（2012年2月15日共同通信）。
http://rodo110.cocolog-nifty.com/viet_nam/2012/02/post-90bf.html
- 14 法務省HP <http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>
- 15 http://www.immi-moj.go.jp/info/120416_01.html
- 16 他に、旅行が目的だが旅行資金に充当するための就労が可能なワーキング・ホリデー制度の利用者、大学教育の一環として我が国の企業に受け入れられて就業体験をする、インターンシップ制度を利用する外国の大学生及び資格外活動の許可を受けた留学生等も同許可の範囲内で就労が可能である。
- 17 法務大臣があらかじめ、法務省告示131号〔出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄（2に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件〕に定める活動に限られる。
- 18 なお、留学資格者は、資格外活動の許可を受ければ、出入国管理及び難民認定法施行規則19条5項1号に規定する活動として、許可の範囲内での就労が可能である。
すなわち、出入国管理及び難民認定法施行規則5項1号、同5号、同19条2項の規定により条件を付して新たに許可する活動の内容は、次の各号のいずれかによるものとする。1号「1週について28時間以内（留学の在留資格をもつて在留する者については、在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、1日について8時間以内）の収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（風俗営業若しくは店舗型風俗特殊営業が営まれている営業所において行うもの又は無店舗型風俗特殊営業、映像送信型風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業若しくは無店舗型電話異性紹介営業に従事するものを除き、留学の在留資格をもつて在留する者については教育機関に在籍している間に行うものに限る。）」それ以外の活動、単純労働、未熟練労働を行うことを目的とした入国、在留はできない。
- 19 手塚 前掲書 p.53
- 20 厚生労働基準局長 基発0208第2号（2010年1月8日）「技能実習生の労働条件の確保について」参照。
- 21 別表第一の二(在留資格 本邦において行うことができる活動) 技能実習
- 一 次のイ又はロのいずれかに該当する活動
- イ 本邦甲公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能、技術若しくは知識(以下「技能等」という。)の修得をする活動(これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。)
- ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動
- 二 次のイ又はロのいずれかに該当する活動
- イ 前号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の

- 機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動
- 前号口に掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動(法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。
- 22 手塚 前掲書 p.68, p.71 以下。
- 23 手塚 前掲書 p.66 また、http://www.jil.go.jp/jil/kisya/syokuan/990813_01_sy/990813_01_sy_bessi.html
- 24 その概要については、<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/ginoujisyu-kakuho/dl/tutatu.pdf> を参照。
- 25 出所：2010年版 厚生労働白書 <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/10/dl/02-02-11.pdf> p.392
また、外国人研修・技能実習制度の詳細を紹介したホームページである、
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/gaikoku/index.html>
- 26 我が国とインドネシア共和国及びフィリピン共和国との経済連携協定(EPA)に基づき、2008年8月から看護師572人が来日。2011年には新たにベトナムとも同様の覚書を交わしている。
- 27 求人倍率とは、求職者に対する求人数の割合をいい、「新規求人数」を「新規求職申込件数」で除して得た「新規求人倍率」と、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得た「有効求人倍率」の2種類がある。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/ippan/detail/01.html>
- 28 若者の意識に関する調査(ひきこもり調査)骨子 内閣府 2010年7月26日
<http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/pdf/kosshi.pdf#page=1>
- 29 佐野哲「人口高齢化で日本の労働力は不足するのか(1)～外国人労働者の受け入れは、社会構造改革のチャンス逃す～」
セーフティ・ジャパン。 <http://www.nikkeibp.co.jp/sj/2/interview/59/index1.html>
- 30 http://www.jil.go.jp/jil/kisya/syokuan/990813_01_sy/990813_01_sy_bessi.html
- 31 三省堂『ハイブリッド新辞林』
- 32 時事ドットコム(2011/05/13-16:26) <http://www.jiji.com/jc/zc?k=201105/2011051300678>
- 33 「復興の提言～悲惨のなかの希望～」東日本大震災復興構想会議平成23年6月25日 p.34
<http://www.cas.go.jp/jp/fukkou/pdf/kousou12/teigen.pdf>
- 34 <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2008/073.pdf>
- 35 2008年6月12日にまとめられた、自由民主党 外国人材交流推進議員連盟による「人材開国！日本型移民政策の提言
世界の若者が移住したいと憧れる国の構築に向けて(中間とりまとめ)」では、2008年6月19日移民受け入れのために、
外国人政策を一元化する「移民庁」の設置、永住許可要件の大幅な緩和政策などを盛り込んでいる。<http://www.kouenkai.org/ist/pdf/iminseisaku080612.pdf> <http://business.nikkeibp.co.jp/article/topics/20080617/162440/?rt=cnt>
- 36 2011年8月16日付朝日新聞
- 37 山根裕子『新版EC／EU法』1995年 有信堂 p.196 なお、シェンゲン協定は次の2つの協定からなる。1985年の「当事国の国境における検査の段階的撤廃に関するベネルクス経済同盟諸国、ドイツ連邦共和国およびフランス共和国の各政府間での協定」(第1次シェンゲン協定)、1990年の「当事国の国境における検査の段階的撤廃に関するベネルクス経済同盟諸国、ドイツ連邦共和国およびフランス共和国の各政府間での1985年6月14日のシェンゲン協定を施行する協定」(第2次シェンゲン協定)。
- 38 2011年6月9日付朝日新聞
- 39 手塚 前掲書 p.28
- 40 丸尾 眞「ドイツ移民法における統合コースの現状及び課題」ESRI Discussion Paper Series No.189,2007.8 http://www.esri.go.jp/jp/archive/e_dis/e_dis190/e_dis189_01.pdf
- 41 川原謙一『アメリカ移民法』(1990年 有斐閣出版サービス) p.8 以下参照。
- 42 <http://www.nextglobaljungle.com/2007/05/131.php>